

G コーポレート・ガバナンス Governance

当行では、コーポレート・ガバナンスの充実・強化の観点から、経営の透明性および効率性を高め、お客さまや株主をはじめステークホルダーの皆さまから強い信頼が得られる公正な経営を実現するとともに、そ

の期待に応え継続的に企業価値を増大させることが経営の最重要課題の一つであると考えています。主なコーポレート・ガバナンス体制（平成30年7月1日現在）は以下のとおりです。

企業統治の体制

当行の企業統治の体制は、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成する取締役会を中心とし、取締役会規程を厳格に運用しつつ、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としています。

取締役会は原則毎月1回、必要に応じて臨時にも開催し、全監査役出席のもと経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、業務執行状況や各種委員会の報告を行っています。

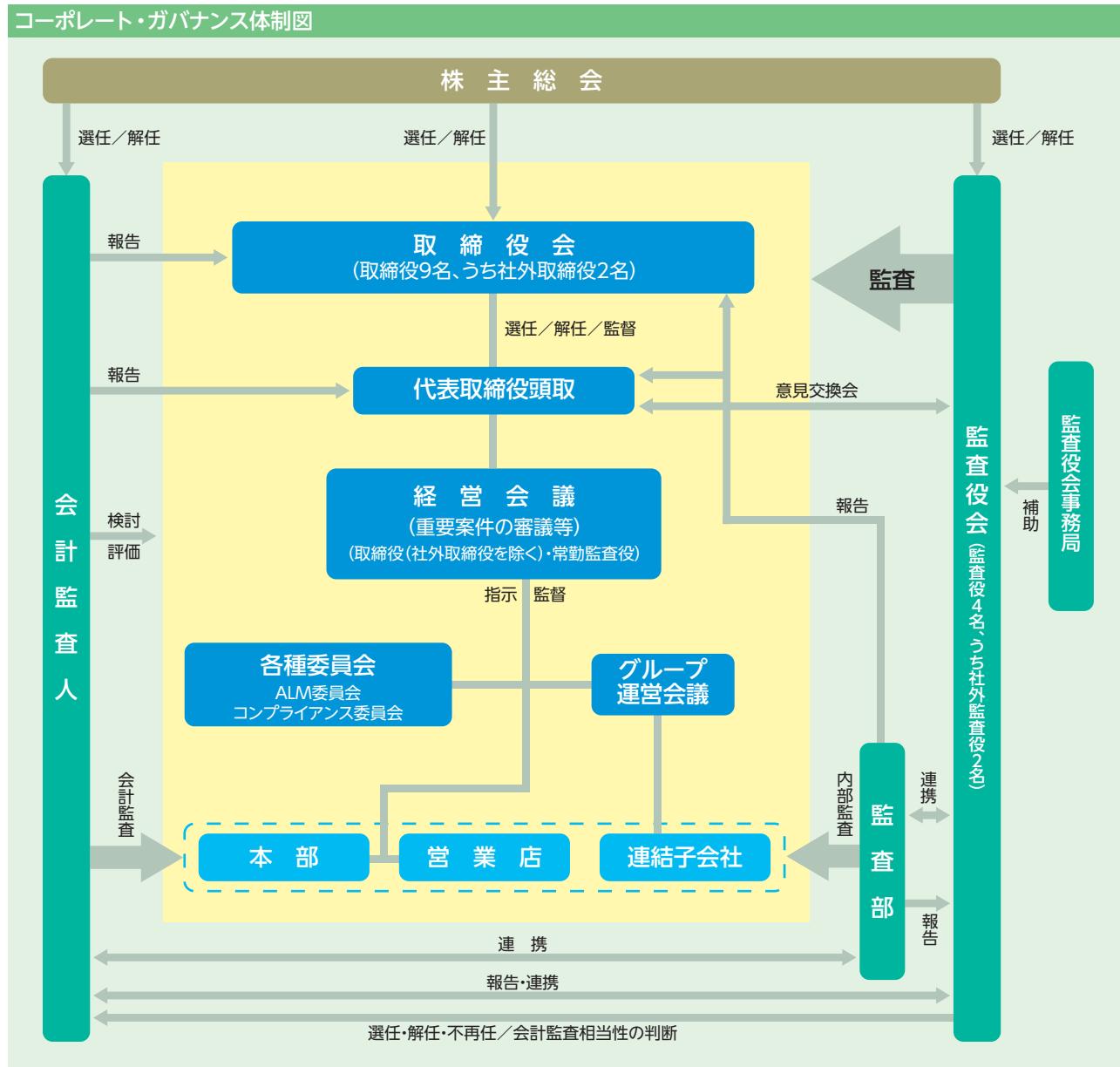
また、社外取締役を除く取締役（7名）で構成する経

営会議を、日常の経営に関する重要事項の決定機関として原則毎週1回開催し、意思決定の迅速化を図っています。

その他、業務の多様化・高度化に対応し適正な業務執行を補完するため、ALM委員会やコンプライアンス委員会等の各種委員会を設置しています。

平成28年4月には、執行役員制度を導入し、取締役を業務執行面で補助し、取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制図



監査役・監査役会に係る事項

当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会による監査は、銀行業務や財務・会計に精通した常勤監査役2名と独立性の高い社外監査役2名（独立役員）が相互補完することにより、その実効性と透明性を高めています。

監査役は取締役会および経営会議その他重要な会議への出席や重要文書類等の閲覧など、業務および財産の調査を通じて取締役の業務執行について適正に監視・監査機能を果たしており、経営判断の公正・適法性を

確保しています。

監査役会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人や内部監査部門との定例報告会および監査役・内部監査部門・会計監査人による三様監査会議での意見交換、情報の聴取等により、緊密な連携をとりながら実効性のある監査を実施しています。なお、専従スタッフ2名を配置する監査役会事務局が監査役会を補助しています。

内部監査・監査役監査の状況

必要な知識や経験を有する33名の人員で構成され、取締役会直属の組織として被監査部門に対し独立性が確保されている「監査部」が内部監査を担っています。監査結果は取締役会に報告されます。

監査役監査は独任制のもと、業務監査と会計監査が遂行され、監査結果は監査役会、代表取締役および取締役会に報告されます。

業務の適正を確保する体制

当行は業務の適正を確保するため、以下の体制の整備について取締役会において決議しています。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (9) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制